

(参考)

○刑事訴訟法(抄)

第九十九条 裁判所は、必要があるときは、証拠物又は没収すべき物と思考するものを差し押さえることができる。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

2 略

3 裁判所は、差し押さえるべき物を指定し、所有者、所持者又は保管者にその物の提出を命ずることができる。

第九十七条 捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない。

2 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3 5 略

○民事訴訟法

(調査の嘱託)

第八十六条 裁判所は、必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に嘱託することができる。

(文書送付の嘱託)

第二百二十六条 書証の申出は、第二百十九条の規定にかかわらず、文書の所持者にその文書の送付を嘱託することを申し立てることができる。ただし、当事者が法令により文書の正本又は謄本の交付を求めることができる場合は、この限りでない。

【二五】 除票の閲覧については、事務処理要領第二二一(三)によりその請求に応じる必要はないこととされている。昭和六〇年の改正前は、住民票の取扱いに準じて閲覧の請求に応じることが適当であるとされていたが、当該改正に伴い、除票の閲覧の請求が現実にはほとんどないこと等が勘案されて、このような取扱いとなったものである。なお、改製前の住民票の閲覧についても、除票の閲覧と同様に取り扱うべきである。

(個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第十一条の二 市町村長は、次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出を行う者(以下この条及び第五十一条において「申出者」という。)が個人の場合にあつては当該申出者又はその指定する者に、当該申出者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び第十二条の三第四項において同じ。)の場合にあつては当該法人の役員又は構成員(他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役員又は構成員を含む。)で当該法人が指定するものに、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる。

一 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施

二 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施

三 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施

2 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 申出者の氏名及び住所(申出者が法人の場合にあつては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項(以下この条及び第五十一条において「閲覧事項」という。)の利用の目的

三 住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者（以下この条及び第五十一条において「閲覧者」という。）の氏名及び住所

四 閲覧事項の管理の方法

五 申出者が法人の場合にあつては、当該法人の役員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲
六 前項第一号に掲げる活動に係る申出の場合にあつては、調査研究の成果の取扱い
七 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 個人である申出者は、前項第二号に掲げる利用の目的（以下この条及び第五十一条において「利用目的」という。）を達成するために当該申出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、第一項の申出をする際に、その旨並びに閲覧事項を取り扱う者として当該申出者が指定する者の氏名及び住所をその市町村長に申し出ることができる。

4 前項の規定による申出を受けた市町村長は、当該申出に相当な理由があると認めるときは、その申出を承認することができる。この場合において、当該承認を受けた申出者は、当該申出者が指定した者（当該承認を受けた者に限る。以下この条及び第五十一条において「個人閲覧事項取扱者」という。）にその閲覧事項を取り扱わせることができる。

5 法人である申出者は、閲覧者及び第二項第五号に掲げる範囲に属する者のうち当該申出者が指定するもの（以下この条及び第五十一条において「法人閲覧事項取扱者」という。）以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはならない。

6 申出者は、閲覧者、個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

7 申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者は、本人の事前の同意を得ないで、当該

閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供してはならない。

8 市町村長は、閲覧者若しくは申出者が偽りその他不正の手段により第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた場合又は申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者若しくは法人閲覧事項取扱者が前項の規定に違反した場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該閲覧事項に係る申出者、当該閲覧をし、若しくはさせた者又は当該違反行為をした者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供されないようにするための措置を講ずることを勧告することができる。

9 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じなかった場合において、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

10 市町村長は、前二項の規定にかかわらず、閲覧者若しくは申出者が偽りその他不正の手段により第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた場合又は申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者若しくは法人閲覧事項取扱者が第七項の規定に違反した場合において、個人の権利利益が不当に侵害されることを防止するため特に措置を講ずる必要があると認めるときは、当該閲覧事項に係る申出者、当該閲覧をし、若しくはさせた者又は当該違反行為をした者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供されないようにするための措置を講ずることを命ずることができる。

11 市町村長は、この条の規定の施行に必要な限度において、申出者に対し、必要な報告をさせることができる。

きる。

12 市町村長は、毎年少なくとも一回、第一項の申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第三号に掲げる活動に係るものを除く。）の状況について、申出者の氏名（申出者が法人の場合にあつては、その名称及び代表者又は管理人の氏名）、利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

（平一八法七四〇本条新設 平一九法七五〇一部改正）

【参照条文】

法一・一・二・三・四六・四七・五一 住民票省令一・三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律一 ストーカー行為等の規制等に関する法律七 児童虐待の防止等に関する法律二

●趣旨

住民基本台帳に係る閲覧制度の経緯については、本法第一条の趣旨を参照されたい。

国又は地方公共団体の機関が法令で定める事務を遂行する場合のほか、世論調査等いわゆる社会調査のうち公益性が高いと考えられるものの対象者を抽出する場合や、社会福祉協議会や自治会などの公共的な団体が住民サービス向上につながるような公益性の高い事業を実施するために閲覧する場合等については、その成果が国や地方公共団体の施策に反映されるなど公益性があり、住民の利便の増進に資すると考えられること等から、閲覧を認める一方で、ダイレクトメールや市場調査などで営業活動のために行う閲覧については、認めるべきではないと考えられる。

本条は、このような考え方に基つき、公益性が高いと認められる調査研究の実施等のために限定した住民基本台帳の一部の写しの閲覧について定めたものである。

●解釈

【一】 本条第一項柱書の「住民基本台帳の一部の写し」については、本法第一条の解釈【一】を参照されたい。

【二】 本条第一項柱書においては住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出を行う主体についての特段の限定がないことから、本条の要件を満たす限りにおいて、外国人住民ではない外国人等も含め、すべての自然人や法人が申出を行うことができ、また、日本国内に在住していることも申出を行う要件とはされないと解される。また、閲覧に係る不服申立てや罰則等の規定も、これらの者すべてに適用されると解される。なお、本法第三九条の適用除外の規定は、本法の住民票及び戸籍の附票の記載等に係る規定の適用対象について定めたものであると解することが適当である。

【三】 本条第一項柱書の「当該申出を相当と認めるとき」について、閲覧の申出が相当かどうかについての市町村長の判断については、「申出に係る活動が本条第一項各号に掲げる活動に該当するか」、「その活動を行うために住民基本台帳の一部の写しの閲覧をすることが必要かどうか」及び「閲覧により知り得た事項（以下「閲覧事項」という。）を適切に管理することができると認められるか」等により、総合的になされるものである。

なお、市町村長は、これらの基準に照らして判断を行うものであり、市町村長の全く自由な判断に任せられているわけではないものである。

【四】 本条第一項柱書により閲覧が認められる場合においては、閲覧の申出をした者（以下「申出者」という。）は、閲覧をする者（以下「閲覧者」という。）を特定することとなるが、これは閲覧事項を扱う者を厳密に限定するためである。また、同様の理由により、例えば法人の場合にあつては、当該法人内にいったん閲覧事項が取得されてしまえば、法人内の誰でもが閲覧事項を扱うことができるというのではなく、閲覧事項を扱うことのできる者は法人内部の一定の者に限られることとなる。

したがって、例えば、ある民間の調査会社が、他の会社から委託を受けた調査を実施するため閲覧の申出を行い実

際に閲覧した場合においても、当該申出者となった会社から、当該閲覧事項を委託元の会社へ提供することはできないものであり、これは、委託元が国又は地方公共団体であっても同様である。

【五】 本条第一項柱書において「(他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役員又は構成員を含む。)」との規定が設けられている。これは、例えば、ある調査会社が別の会社に調査を委託するような場合において、委託元である調査会社においても閲覧事項を取り扱う必要がある場合には、当該委託元の調査会社も共同で閲覧の申出を行うこととなるものであるが、このような場合においてまで、必ず別々に閲覧者を指定しなければならぬとするのは適当でないため、委託先の会社が、委託元の調査会社の役員等を含めて閲覧者として指定することができるようになっているものである。

【六】 本条第一項柱書の「活動に必要な限度において」は、住民基本台帳の一部の写しが、住民に関する情報を一覧して見られる状態で閲覧されるものであることから、不必要な情報がみだりに提供されることのないよう設けられた規定である。例えば、支援対象者に係る部分を閲覧の対象となる住民基本台帳の一部の写しから除外するなど、ドメスティック・バイオレンスやストーカー行為等の被害者を保護するために従来から講じられている支援措置については、当該規定により、引き続き実施することが可能となっているものである。

【七】 本条第一項第一号の規定により住民票の一部の写しの閲覧が認められるのは、統計調査等の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものであり、具体的には、例えば、報道機関による世論調査又は大学等による学術研究のための調査等で、その成果が社会に還元されるもの等が該当すると考えられる。

【八】 本条第一項第二号の規定により住民票の一部の写しの閲覧が認められるのは、公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものであり、具体的には、例えば、社会福祉協議会や自治会が新入学児童に対して入学祝のための事業を実施する場合や、高齢者に対する敬老会・敬老事業を実施する場合などが該当すると考えられる。

このような事例においては、それぞれの団体が行う事業の内容や閲覧を認める必要性等が個々の事業や地域の実情によつて異なると考えられることから、総務大臣が別途判断基準を設けることとせず、市町村長が地域の実情を勘案して判断することとされているものである。なお、この場合においても、住民基本台帳の一部の写しの閲覧による方法以外で目的を達成することができる場合には、閲覧を認める必要はないものである。

【九】 本条第一項第二号の「公共的団体」に関して、地方自治法第一五七条に規定する普通地方公共団体の長が指揮監督することができる「公共的団体等」については、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体等、いやしくも公共的な活動を行うものはすべてこれに含まれ、法人たる与否とを問わないとされており(昭和二十四年二月七日行政実例等)、本条第一項第二号に規定する「公共的団体」についても、同様の団体が該当するものである(平成一八・九・一五総行市第二三二号通知問8参照)。

【一〇】 本条第一項第三号は、同項第一号及び第二号とは趣旨を異にした規定となっている。個人情報保護の観点から、対象となる住民の氏名・住所が特定されている場合については、当該住民以外の住民の個人情報も閲覧されるのを防ぐ観点から、原則として、閲覧制度ではなく住民票の写し等の交付制度(法第二二条又は第二二条の三)によることが適当と考えられる。しかしながら、訴訟の提起など、営利以外の目的のために居住関係を確認する必要があると認められる場合であっても、氏名や住所を特定できないため、住民票の写しの交付によることができないような場合も考えられることから、このような場合を想定して住民基本台帳の一部の写しの閲覧を特別に認めるための規定を設けているものである。

このため、他の閲覧の場合と異なり、市町村長が特別に定めた場合のみ閲覧させることができるとされており、この市町村長の定めについては、規則、要綱等により定めることで足りるものであるが、団体としての市町村が条項で定めることも可能であると解される。

【二一】 本条第一項の規定による閲覧に関して、偽りその他不正の手段により閲覧をし、若しくはさせた閲覧者若しくは申出者(以下「不正閲覧者等」という。)は、本法第五条の規定により、三〇万円以下の過料に処することとされている。

✓【二二】 本条第二項第四号の「閲覧事項の管理の方法」としては、具体的には、例えば、閲覧事項の保管の方法や廃棄の方法・時期等が考えられる。

✓【二三】 本条第二項第五号の「当該法人の役員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲」については、個人情報保護を図り、外部提供の危険性をできるだけ少なくするといった観点から、当該法人の役員等のうち限られた者のみ閲覧事項を取り扱わせることとし、この取り扱いこととなる者の「範囲」を申出の際に明らかにさせようとするものである。一方で、法人の規模によつてはすべての者を明らかにさせることは過度の負担であり、また法人内での人事異動も予想されることから、取り扱う者そのものではなく、その範囲を明らかにさせることとしている。具体的には、例えば、「調査課」など部署名を記載させることが想定される。

✓【二四】 本条第二項第五号の「役員」について、アルバイト職員や労働者派遣事業法に基づく派遣労働者は、雇用している法人又は派遣先の法人の指揮監督に服しており、その外延も明確にできることから、この「役員」に含まれるものと解される。一方、請負契約先の職員については、当該法人の指揮監督には服さないことから、当該法人の「役員」には含まれず、閲覧者として指定できないものである。

【二五】 本条第二項第六号の「調査研究の成果の取扱い」とは、調査研究の成果を公表するかどうか等を意味するものである。住民基本台帳の一部の写しの閲覧を認めるかどうかに係る公益性の判断基準の一つとして、調査研究の結果が広く公表され、その成果が社会還元されているかといった点などが考えられることから、調査研究の成果の取扱いを申出の際に明らかにさせることとしているものである。

【二六】 本条第三項及び第四項の規定は、申請者が個人の場合であっても、利用目的を達成するために申出者又は閲覧者以外に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合もあり得ることから、そのような者を「個人閲覧事項取扱者」として指定できるよう、特に設けられたものである。

✓【二七】 本条第五項の「法人閲覧事項取扱者」とは、申出者が法人である場合において、申出の際に明らかにした「閲覧事項を取り扱う者の範囲」に属する者の中から当該申出者が指定するものをいうものである。したがって、申出の際に明らかにされた部署以外の者は法人閲覧事項取扱者にはなり得ない。一方で、「法人閲覧事項取扱者」の指定の時期は本条第一項の申出時に限っていいことから、申出後の人事異動等により新たに「閲覧事項を取り扱う者の範囲」に該当する部署に配属された者については、当該法人が指定することによつて「法人閲覧事項取扱者」となるものである。なお、「法人閲覧事項取扱者」が人事異動等で「閲覧事項を取り扱う者の範囲」に属しない他の部署に転出した場合でも、「法人閲覧事項取扱者」としての法的位置付けは変わらず、その後も、引き続き「法人閲覧事項取扱者」としての目的外利用や第三者提供の禁止等の義務が課されることとなる。

【二八】 本条第六項の「閲覧事項の適切な管理のために必要な措置」としては、具体的には、例えば、申出者が法人の場合に法人内のその他の者に閲覧事項を取り扱わせないように指導・監督・命令等を行うことなどが考えられる。また、本条第七項に規定する目的外利用や第三者提供の禁止について遵守されるよう関係者に指導・監督・命令等を行うことなども該当するものである。

【二九】 本条第七項の「本人の事前の同意」がある場合としては、統計調査のために閲覧事項を利用して戸別訪問を行い、そこで本人の同意を得て、他の目的に利用するような場合が想定される。

【三〇】 本条第七項の規定に違反して閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用又は提供した申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者(以下「目的外利用者等」という。)は、本法第五条の規定により、三〇万円以下の過料に処することとされている。

【三一】 本条第八項は、不正閲覧や目的外利用等の禁止違反があった場合の市町村長の勧告について規定している。

偽りその他不正の手段による本条第一項の閲覧や、本条第七項の目的外利用又は提供の禁止に対する違反があった場合には、本法第五条の規定により過料に処することとし、個人の権利利益の保護のための一定の措置が講じられているところである。しかしながら、その状態が放置され、又はその不正・違反行為に引き続いて更に不正・違反行為が行われるおそれがある場合などにおいて、市町村長が、申出者、不正閲覧者等又は目的外利用者等に対し、閲覧事項の目的外利用又は提供を防ぐための措置を講ずることを勧告できることとする一方で、個人の権利利益の保護をより確実に行おうとするものである。

この勧告の内容としては、具体的には、例えば、不正閲覧者等が偽って知り得た事項を名簿にして売却しようとしている場合において、それを中止するよう勧告したり、目的外利用者等が統計調査のために知り得た閲覧事項をダイレクトメール等に利用した場合において、当該データを破棄するよう勧告したりすること等が考えられる。

なお、この勧告の対象者には申出者も含まれているが、これは、不正閲覧者等や目的外利用者等の特定が困難な場合などに、本条第六項で定める適正管理義務を有する申出者に対しても勧告することができるとしたものである。

【二二】 本条第九項は、本条第八項の勧告に従わなかった場合の市町村長の命令について規定している。本条第八項に基づき市町村長による勧告は、その限りにおいて法的拘束力はないため、閲覧事項の目的外利用又は提供を防ぐための措置を講ずることを勧告しても、申出者、不正閲覧者等又は目的外利用者等が当該勧告に係る措置を講じない場合には、それ以上の法的効果はない。このため、勧告を受けた申出者、不正閲覧者等又は目的外利用者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じなかった場合であって、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると認めるときは、これらの者に対し、当該勧告に係る措置を講ずることを命ずることができるとし、個人の権利利益の保護をより確実に行おうとしているものである。

この命令に違反した場合には、本法第四六条の規定により、六月以下の懲役又は三〇万円以下の罰金に処することとされている。

【二三】 本条第九項の「正当な理由」とは、個別事例において社会通念に基づき総合的に判断されることとなると考えられるが、一般論としては、当該措置を講ずる必要性が消滅し、又は当該措置を講ずる必要性はあるものの災害等により物理的に措置を講ずることができないといった理由が想定されるものである。

【二四】 本条第一〇項は、勧告を経ずに申出者等に対して直ちに命令を発することができることを規定している。本条第九項に基づく命令は、事前に本条第八項に基づく勧告がなされているにもかかわらず、必要な措置が講じられていないことが前提である。しかし、個人の権利利益が不当に侵害されることを防止するためには、勧告を経る時間的余裕がない場合等も考えられるため、本条第一〇項において、個人の権利利益が不当に侵害されることを防止するため特に措置を講ずる必要があると認めるときは、勧告を経ることなく、申出者、不正閲覧者等又は目的外利用者等に対して直ちに命令を発することができることとされたものである。

本条第九項の命令違反と同様に、この命令に違反した場合には、本法第四六条の規定により、六月以下の懲役又は三〇万円以下の罰金に処することとされている。

【二五】 本条第一一項において、市町村長は本条の規定の施行に必要な限度において必要な報告をさせることができることとされているが、これは、本条において閲覧手続が整備されるとともに申出者の適正管理義務（第六項）、目的外利用等の禁止（第七項）、目的外利用者等への勧告（第八項）及び命令（第九項及び第一〇項）の制度等が定められたことに伴い、閲覧制度を遺漏なく適切に実施していくために、市町村長が実態を把握するための手段を確保しておく必要があるためである。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、本法四七条の規定により、三〇万円以下の罰金に処することとされている。

【二六】 本条第一二項において、市町村長による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況についての公表を定めているが、これは、公表により、閲覧制度の透明性を高め、ひいては不正な閲覧や目的外利用・第三者提供等を抑止しよ

うとするものである。

なお、同項において、本条第一項第三号に係る閲覧が公表の対象とされていない。これは、同号に基づく閲覧は、公益性が高いという理由ではなく、居住関係を確認する必要性が認められるものの氏名又は住所を特定できない場合等において市町村長が特別に認めるものであることから、実態としては住民票の写し等の交付に近い性質を有しており公表には適さないと考えられるためである。

●運用

【一】 本条第一項第一号の「総務大臣が定める基準」として「住民基本台帳の一部の写しの閲覧についての公益性の判断に関する基準（平成一八年総務省告示第四九五号）」が定められており、次に掲げる基準に照らして公益性の判断がなされるものである。

ア 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が行う世論調査にあつては、その調査結果に基づく報道が行われることによりその成果が社会に還元されること。

ここにいう「放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関」とは、個人情報保護に関する法律第五〇条に規定する「放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関」と同じであり、「報道機関」とは、報道を業として行う者をいい、「放送機関、新聞社、通信社」は報道機関の例示であり、報道機関はこれらに限らないものと解される。また、新聞、報道雑誌等の紙媒体、放送等の音声・映像に限らず、電光掲示板、インターネット等、技術の進展等に伴って、今後において様々な報道媒体が登場する可能性があるが、そのような媒体の如何も問わないものと解される。

イ 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で行う調査にあつては、その調査結果又はそれに基づく研究が学会等を通じて公表されることによりその成果が社会

に還元されること。

ウ その他、右記以外の調査研究にあつては、当該調査研究が統計的調査研究であり、その調査結果又はそれに基づく研究が公表されることにより国又は地方公共団体における施策の企画・立案や他の機関等における学術研究に利用されることが見込まれるなどその成果が社会に還元されると認められる特段の事情があること。

ここにいう「他の機関等」における利用は、一般企業・団体・個人による利用を排除するものではないが、学術研究への利用とされており、また、営利目的での閲覧ができないこととされていることから、営利を目的とした利用は含まれないものと解される。

【二】 本条第一項第一号に規定する調査研究に該当するか否かの判断を行うに当たって、当該調査研究が公益性の高いものであるかは、調査の実施主体・調査内容・調査目的・委託関係等を総合的に勘案して、市町村長において判断されるべきものである。法令に基づいて実施される調査研究や国又は地方公共団体からの委託を受けて実施される調査研究については、特段の事情がない限り、公益性が高いものと解される（平成一八・九・一五総行市第一三二号通知問23・24参照）。

【三】 本条第一項第一号の閲覧に関して、申出に係る調査研究の内容が、公益性の高いものと営業目的などの公益性が高いと考えられないものの双方を含む場合には、全体として公益性が高いと認められないと考えられるため、閲覧の申出を認めないものとしてよいと考えられる。

【四】 本条第一項第三号の「訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認」に該当するものとしては、例えば、次のような場合が想定される（平成一八・九・一五総行市第一三二号通知問11参照）。

① 訴訟を提起する際に相手方の居住関係を確認する場合

② マンションの管理組合が管理業務を行うために当該マンションの居住者を確認する必要があつて他に手段がない場合

③ 間違った郵便物が配達されるといった事情がある場合に自らの住所に勝手に住所を置いている者がいないかどうかを確認したい旨の申出があつた場合

【五】 本条第一項第三号の閲覧に関して、住民基本台帳に記載されている住民本人又はその親族が、自己又は親族等の記載されている箇所についての閲覧を申し出た場合は、住民票の写し等の交付により対応することとし、閲覧の申出は認めないこととすべきである。ただし、自己の住所地に第三者が住所を設定していかを確認するためなど特段の事情がある場合には、自己の住所地に係る閲覧を認めることは可能であると解される。

【六】 本条第二項柱書の「総務省令で定めるところにより」及び第二項第七号の「総務省令で定める事項」の規定を受けて、住民票省令等において、本条第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出は、本条第二項第一号から第六号までに掲げる事項及び次に掲げる事項を明らかにするため市町村長が適当と認める申出書を提出しなければならないとされている（住民票省令第二条第一項及び第二項並びに事務処理要領第二―三―(2)―ア―(イ)参照）。

① 申出に係る住民の範囲

② 活動の責任者の氏名及び住所（申出者が法人の場合にあつては、当該責任者の役職名及び氏名）

③ 調査研究の実施体制

④ 委託を受けて住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出を行う場合にあつては、委託者の氏名又は名称及び住所なお、①の「住民の範囲」については、町・字の区域等により可能な限り限定させることが適当であるとされている（事務処理要領第二―三―(2)―ア―(イ)参照）。

【七】 本条第二項柱書の「総務省令で定めるところにより」の規定を受けて、閲覧者が本条の住民基本台帳の一部の写しを閲覧するに当たっては、原則として、住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。以下「住民基本台帳カード等」という。）

であつて現に請求の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示しなければならぬこととされている（住民票省令第二条第三項参照）。

【官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等】の例としては、住民基本台帳カード、旅券又は運転免許証以外に、海技免状、無線従事者免許証、宅地建物取引主任者証及び官公署の職員の身分証明書等が考えられる（事務処理要領第二―三―(2)―イ―(イ)参照）。

【八】 本条第二項第一号の「申出者の氏名及び住所（申出者が法人の場合にあつては、その名称及び代表者又は管理人の氏名）」については、申出の意思を明らかにさせるため、自署又は押印を求めることが適当であるとされている（事務処理要領第二―三―(2)―イ―(イ)参照）。

【九】 本条第二項第二号の「閲覧事項」の「利用の目的」については、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を申し出る理由を具体的に明らかにさせることとし、それが明確でない場合には、必要に応じ申出者に質問等をし、その内容につき確認することが必要であるが、そのような確認をした際には、その確認内容及び方法を申出書の余白に記載する方法により記録することが適当であるとされている（事務処理要領第二―三―(2)―ア―(イ)参照）。

【一〇】 本条第二項第四号の「閲覧事項の管理の方法」を審査した結果、閲覧事項の適切な管理ができないおそれがあると判断されるときは、同条第一項による当該申出は相当と認められないものとして、閲覧させないこととしてよる。

【一一】 本条第二項第五号の「申出者が法人の場合にあつては、当該法人の役員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲」については、具体的に部署名を記載させることが適当であるが、具体の個人名を列挙しても差し支えないと考えられる。

【一二】 本条第二項各号の申出に際して明らかにしなければならない事項については、文書により明らかにさせなければならず、また、これらの事項を明らかにさせるため、例えば、法人登記や学部長による証明書等の市町村長が適

当と認める書類を併せて提出させることが適當であるとされている（事務処理要領第二二—(2)―ア—(イ)参照）。

【二三】 本条第八項に規定する勧告や本条第九項又は第一〇項に規定する命令を行う場合には、勧告や命令により求める措置内容が相手方に正確に伝わるようにするために、また、これらの行為による効果の重大性にかんがみ、文書により行うことが適當である。

【二四】 本条第八項から第一〇項までの市町村長による勧告又は命令においては、講ずべき措置が示されることとなるが、その際には、当該措置をとるために要すると認められる合理的な期間を見積もり、期限付きで勧告又は命令を行うことが必要と考えられる。

【二五】 本条第一一項の報告として、具体的に想定されるものとしては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ① 申出者が閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じているか否かの確認（第六項関係）
- ② 目的外利用、第三者提供がなされていないかの確認（第七項関係）
- ③ 勧告を行う前における現状の確認（第八項関係）
- ④ 勧告に係る措置を講じたかどうかの確認（第八項関係）
- ⑤ 命令を行う前における現状の確認（第九項関係）

【二六】 本条第一一項の報告に関して、例えば、調査の成果を公表する予定としていた場合に実際に公表したかどうかなど、申出時に明らかにされた事項が適切に実施されているかを事後に確認することは、既に本条第二項の事項が明らかにされ閲覧が行われている以上、本条第一一項に定める「規定の施行に必要な限度」での報告には当たらないと考えられる。なお、本条第一一項による報告を求めることはできないが、後日報告するよう、申出を認める際に附款事項として定めておくことは可能と考えられる。

【二七】 本条に定める事務のうち、行政手続法第二条第二号に規定する処分に該当するものは、以下のとおりと解される（平成一八・九・一五総行市第一三二号通知問20参照）。

- ① 第一項の閲覧申出を認めないこと。
- ② 第四項の個人閲覧事項取扱者を承認しないこと。
- ③ 第九項及び第一〇項の命令
- ④ 第一一項の報告徴収

【二八】 ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置について、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付等の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、特別の請求がない場合には、支援対象者を除く請求であるとみなし、支援対象者に係る部分を除外又は抹消した住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供する取扱いとす等の支援措置を講ずるものとされている（事務処理要領第六一〇参照）。

この支援措置について、申出者は、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第二項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命若しくは身体に危害を受けるおそれがあるもの、②ストーカー行為等の規制等に関する法律第七条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあるもの、③児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの、④その他①から③までに掲げるものに準ずるものとされており、市町村長は申出者の本人確認又は代理人の資格及び本人確認を行った上で、支援の必要性を確認することとなる。その際、市町村長は、申出者が要件に該当し、かつ、加害者が当該申出者の住所を探索する目的で住民基本台帳の一部の写しの閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し、若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることにより確認を行うこととされる。

ている。支援措置の期間は、市町村長が確認の結果を申出者に連絡した日から起算して一年とされており、支援措置の期間終了の一月前から、支援措置の延長の申出を受けるものとされている。

支援措置の内容は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出に関して、加害者が判明している場合で加害者から申出がなされる場合は、本条第一項各号に掲げる活動に該当しないとして申出を拒否することとなる。市町村長の判断により、閲覧申出において特別の申出がない場合には、支援対象者を除く申出であるとみなし、支援対象者に係る部分を除外又は抹消した住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供するなどの対応を行うこととなる。

なお、支援措置の申出は、申出者と同一の住所を有する者も併せて申出を行うことができる。また、本籍地の市町村長が支援措置の申出を受けた場合において、当該申出を受けた市町村長は、申出者が住所地市町村に対して併せて支援措置を実施することを求める場合には、申出書の写しを転送する等の措置を講じることとされている。

【一九】 住民基本台帳の一部の写しの閲覧については、市町村の条例で定めるところにより、手数料を徴収できる(地方自治法第二十七条)が、手数料の額は、当該事務に要する経費と当該役務の提供から受ける特定の者の利益とを勘案しつつ、当該団体における他の手数料等との均衡を考慮して、住民に不当に重い負担を課することのないように決定すべきである。

(参考)

○地方自治法

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

□実例 (閲覧等の手数料の額)

住民基本台帳の閲覧(※現行法においては、住民基本台帳の一部の写しの閲覧)、住民票の写しの交付等の手数料の額は、当該

団体における他の手数料、戸籍の手数料等との均衡を考慮して決定すべきである。なお、個人を単位とする住民票の場合においては、従来の手数料の額と大きな差異を生じないように配慮すべきである。〔昭四三・三・二六自治振第四一号通知問14〕

【二〇】 そのほか本条の住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する運用上の留意点については、本法第二十一条の運用を参照されたい。